

2012年11月30日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 御中

大和証券投資信託

回 答 書

このたび貴団体から、「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）～ハイイールドファンド～」および「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」の2ファンドの交付目論見書において使用している為替ヘッジに類する文言の意義について、「為替ヘッジ」と混同されるおそれがあるとして、上記文言の記載の削除または別の表現への変更要請のお申入れをいただきました。

お申入れの件については、すでに本年6月15日付書面にてご回答させていただきましたとおり、弊社の交付目論見書においては、貴団体が「為替ヘッジ」に類するとお考えになっておられると思われる「為替ヘッジ取引」「為替ヘッジプレミアム/ヘッジコスト」「ヘッジ対象通貨」という文言については、それらを使用しているそれぞれの箇所で、具体的な説明を行なうことにより分かりやすく、投資者のご理解を得られるよう記載しております。したがって「為替ヘッジ」と上記各文言の意義が混同されることは無く、また景品表示法その他の法令に照らして疑義が生じることはないと考えており、こうした考えは現在も変わりありません。

しかしながら、弊社は、日頃より投資者にとってより分かりやすい交付目論見書を作成することは投資者への説明責任を果たすため、特に重要なことであると認識しており、お客様の声に耳を傾けながら、投資者の目線に立って、より良いものを作成することが必要であると考えております。

貴団体からのお申入れにつきましては、投資信託の発展につながる貴重なご意見と捉え、弊社としてもこれを真摯に受け止め、上述の観点から再度検討を重ねた結果、より分かりやすい表現にするため、上記各文言の記載を下記のとおり変更することにいたしました。

なお、「為替ヘッジ取引」などの文言は投資信託協会の「交付目論見書の作成に関する規則」等において使用されている表現ですが、貴団体のご意見も踏まえ、変更いたします。ただし、弊社の目論見書変更後に規則等の改正があり、改正内容がより明瞭な表現であると判断する場合には、再度改正内容に則した変更を行なう場合がありますのでご了承ください。

記

1. 文言の変更内容

現行	変更後
為替ヘッジ取引	為替取引
為替ヘッジプレミアム	為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益） または プレミアム（金利差相当分の収益）
為替ヘッジコスト	為替取引によるコスト（金利差相当分の費用） または コスト（金利差相当分の費用）
ヘッジ対象通貨	取引対象通貨

2. 実施時期

ファンド名	実施日
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） ～ハイイールドファンド～	2013年1月5日
ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド （通貨選択型）	2013年3月29日

交付目論見書の記載の変更は、各目論見書の定時改定時である上記実施日に行ないます。

以上